

平成31年4月23日(火)

農林水産部次長兼林政課長 佐藤 信聰

担当: 課長補佐 金川 聰

内線: 4024 直通: 029-301-4026

**北茨城市産及び高萩市産の野生のこしあぶらにおける
放射性セシウムの基準値超過への対応について**

4月22日に北茨城市及び高萩市(両市とも国による出荷の制限及び県による自粛の要請の対象外)において採取された野生のこしあぶらについて、本日、放射性物質検査を実施したところ、食品衛生法の基準値(100 Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出されました(北茨城市: 285 Bq/kg、高萩市: 627 Bq/kg)。

この結果を踏まえ、知事名により、両市長に対し、市内産の野生のこしあぶらの出荷自粛を要請しましたので、お知らせいたします。

※ 県の出荷自粛要請: 食品衛生法の基準値を超える放射性物質を含む食品が流通しないよう^{するため}、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部長の出荷制限指示に準じ、市町村に対して県が独自に出荷の自粛を要請するもの。

1 県による出荷自粛を要請する市町村及び品目

市町村	品 目
北茨城市	野生のこしあぶら
高萩市	野生のこしあぶら

2 県の指導

県内で採取される山菜類については、国による出荷の制限又は県による自粛の要請の対象となっていない地域で採取されたものであっても、放射性物質濃度の検査を実施することにより、食品衛生法の基準値に適合していることを確認した上で出荷するよう、生産者及び販売者に対して指導しています。

3 今後の対応

国による出荷の制限及び県による自粛の要請の対象となっていない市町村に対し、出荷前の放射性物質検査の確実な実施について、改めて文書による注意喚起を実施いたします。

参考1 両市における野生のこしあぶらの放射性物質検査結果

市町村（大字）	検査結果（Bq/kg）※セシウム合計
北茨城市（中郷町）	285
高萩市（下手綱）	627

参考2 本県における野生のこしあぶらの出荷制限・自粛の状況

日立市、常陸大宮市（H24.5.2 国による制限）

常陸太田市（H24.5.10 国による制限）

城里町（H30.5.28 国による制限）

北茨城市（今回、県による自粛）

高萩市（今回、県による自粛）

参考3 野生のこしあぶらに係る出荷自粛要請の解除方法

以下の条件を満たす場合に、国との事前協議を経て、解除する。

- ① 当該市町村内の5箇所以上において、3年間にわたり放射性物質検査を実施し、安定して低水準（概ね 50 Bq/kg 以下）であり、かつ、低下傾向にあることを確認すること。
- ② ①の確認の後、当該市町村内から満遍なくこしあぶらを採取し（目標60検体），放射性物質検査を行って、全ての検体が基準値を超えていないことを確認すること。
- ③ ②の検査結果を統計学的に分析し、基準値を超える確率が低いことが推定できること。